

鳥取県技能振興推進事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (別途通知する日まで)

- 提出期日は別途通知します。
- 交付申請書は下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

- * 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

- 【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

- 【事業が年度内に終わらない場合】
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日まで)

- 実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

- 補助金は原則として交付決定時に全額を概算払いします。
- 交付決定時に概算払通知書を発出します。
(支払い時に提出いただく書類はありません。)

資料提出・問い合わせ先 商工労働部雇用人材局産業人材課
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
0857-26-7209 sangyoujinzai@pref.tottori.jp